

9. 介護保険制度の見直しに係る要望について

東海部会提出

説明担当 大垣市

(理由)

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるよう、高齢者それぞれに必要な介護サービスを提供することを目的としている。

しかしながら、現在見直しが検討されている介護保険制度は、要支援者、要介護者に対する施策について、当初の目的からかけ離れてきている。とりわけ、要支援者については、介護予防給付から切り離し地域支援事業に移行することで、実施主体が市町村となり、サービス基盤が脆弱な市町村においては介護サービスの低下を招く危険性が懸念される。

また、介護サービスの自己負担については、制度創設時から1割負担が維持されており、2割負担となった場合、自己負担の高額化により介護サービスを利用しない要支援者、要介護者が急増し、従来の老老介護に舞い戻ることとなり、社会的な問題になると考える。

よって、下記のとおり、現在検討している介護保険制度の改正の見直しを強く要望する。

記

- 1 要支援者を介護予防給付から地域支援事業に移行することにより、介護サービスが不均一となり、社会保障制度として公平性が維持できなくなるため、従来どおりの介護予防給付を継続すること。
- 2 要支援者、要介護者が介護サービス利用時に負担する割合を2割にすることにより、自己負担が高額となり介護サービスの利用を控える要因となるとともに、介護者への負担が増大することとなるため、引き続き、1割負担を維持すること。